

国民年金への加入について

日本国内に住むすべての人（留学生を含む）は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。

加入者は次の3種類に分けられており、学生も保険料を納めなければなりません。

1. 第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等
2. 第2号被保険者：民間会社員や公務員など厚生年金、共済の加入者
3. 第3号被保険者：国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人）

学生納付特例制度について

国民年金の保険料を納めることが困難な20歳以上の学生については、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生本人の所得が一定以下（※）である場合にその対象となります。

※【所得基準】

$118 \text{ 万円} + \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{ 万円} + \text{社会保険料控除等}$ で計算した額以下である場合

1. 申請手続き

- (1) 住民登録をしている市区町村の国民年金窓口または年金事務所、日本年金機構ホームページで申請書を手し、提出します。
- (2) 申請するときは、学生証（コピー可）または在学証明書（原本）が必要です。
- (3) 申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。
- (4) この申請手続きは毎年度行なわなければなりません。

2. 承認されたら

- (1) 国民年金保険料の納付を先送り（猶予）することができます。
- (2) 猶予期間中に病気やけがで障害が残ったときも年金を受けることができます。
- (3) 将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。
- (4) 満額の年金を受けるためには、特例期間の保険料を遡って納めてください。
- (5) 特例期間より10年以内であれば追納が可能です。ただし、経過期間により一定額が加算されます。

国民年金への加入または学生納付特例手続きを行なわなかった場合

国民年金の保険料を納めていなかったり、学生納付特例の手続きを行っていないと、万が一、病気やけがで障害が残ったときに障害年金が受け取れなくなる可能性がありますので、必ず手続きを行ってください。

詳細は年金事務所や日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>）等でご確認ください。